

コミュニケーション支援について

2024/03/07 結ライフコミュニケーション研究所

info@yuilab.net

制度

概要

コミュニケーション機器に関わる公的支援は、① 日常生活用具、② 補装具・重度障害者用意思伝達装置（意思伝）、③ 就学奨励費の3つがよく話題になります。

①の日常生活用具は、身体障害者手帳を持つ人に対する支援です。紙おむつや手すりなど多岐にわたる項目のうちの中に、情報・意思疎通支援用具というカテゴリーがありますが、介護系に携わっている方は情報・意思疎通支援用具のことを知らない人も多くいます。

②の意思伝は、ALSなどの難病の方を対象としていると理解している人が多いようですが、難病だけに限ったものではありません。補装具は義肢装具などの制度ですが、そこにもともと日常生活用具だった意思伝達装置を入れた経緯があります。その経緯から、専用機でないとだめとか登録業者でないと扱えないなどの厳しい制限があり、申請に際してのハードルは高めです。

③の就学奨励費は、支援学校に通う子どもたちに対する制度ですが、この中のICT機器購入費の枠を使ってiPad等の機器やアプリを購入するケースもあります。学校の協力（活動目標に組み入れるなど）も必要ですが、いまはiPadが全員支給対象になるなどで、使いやすくなってきているようです。

① 日常生活用具

この制度には5つの種目があり、そのうち、(4) 情報・意思疎通支援用具の種目での支援となります。制度の実施主体は市町村ですが、制度そのものは昔の要項をそのまま運用しているところも多いです。各要項は、各市町村のホームページで公開されていることが多いです。

情報通信機器関連は、情報通信支援用具、携帯用会話補助装置の2つの項目で対応している市町村が多いです。

参考：厚生労働省・日常生活用具給付等事業の概要

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai Shahukushi/yogu/seikatsu.html

ここに、5つの種目が掲載されています。

- (1) 介護・訓練支援用具
- (2) 自立生活支援用具
- (3) 在宅療養等支援用具
- (4) 情報・意思疎通支援用具
- (5) 排泄管理支援用具
- (6) 居宅生活動作補助用具（住宅改修費）

参考：藤沢市・日常生活用具の案内

<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/shogaifu/kenko/fukushi/shogai/hosogu/nichijo.html>

ここにある日常生活用具一覧（PDF）にあるような要項を各市町村が定めています。

情報・通信支援用具と携帯用会話補助装置の支給対象者は、一般的には次の通りです。

・情報・通信支援用具：

視覚障がい 1・2 級の方又は 上肢機能障がい 1・2 級の方

・携帯用会話補助装置：

音声言語機能障がい又は肢体不自由があり、発声・発語に著しい障がいを有する方

音声言語機能障害は、3 級と 4 級しかなく、この項目をつけていない人も多い。難病認定をされている人は、手帳を持っていなくても医師の意見書で日常生活用具の給付を受けられることになっているが、運用は市町村に任されているので確認が必要です。

申請方法

日常生活用具は、業者の見積書と製品カタログを添えて申請書を窓口に提出します。欲しいと思った製品の取り扱い販売店に相談してください。多くの市町村では、事前の業者登録はなく請求時点での支払い口座登録で良いので、取り扱いしてくれる業者がいれば申請できることが多いです。たまに、業者登録を補装具業者並みにするところもありますが、いずれにしても取扱業者側の対応すべきことなので申請者側の大変さはありません。

何を給付対象とするかは市町村ごとの判断です。例えば、iPad は、情報通信支援用具の項目として給付するところ・しないところ・別枠の項目を作って支給しているところ、などさまざまです。それは支援制度の実施が市町村に任されているのでいろいろあるのでしょうか。

給付金額

給付金額は、項目（情報・通信支援用具や携帯用会話補助装置）ごとに上限が市町村ごとに決められています。一般的には、給付金額の 1 割が自己負担、また、給付上限を超えた分は自費となります。非課税世帯の場合に 1 割の自己負担が免除される場合もあります。世帯所得が多いと自己負担の割合が増えたり、給付対象外となる場合もあります。

一般的には、情報・通信支援用具は 10 万円、携帯用会話補助装置は 98,800 円のところが多いですが、地域によっては、携帯用会話補助装置が 28 万 5 千円といったところもあります。

注意

項目が違えば同時に複数の申請を行うことができます。項目ごとに耐用年数が決まっていて、耐用年数内では同一項目内の同一商品は再購入できません。耐用年数は市町村によって異なります。一生に一度しか申請できないと定めているケースもありました。

上限金額内であれば、製品が異なれば時期を分けて申請することを認める市町村もありますが、耐用年数内では申請は 1 度だけと決めている市町村もあります。

申請前に購入したものは給付対象外です。

入院や施設入所中の場合は、給付対象外となる場合があります。

② 補装具・重度障害者用意思伝達装置

補装具制度は、義肢等身につける装具を支援するものですが、その中に重度障害者用意思伝達装置という項目があります。ALSに代表される神経難病などで、体の動きが自由ではなく、人工呼吸器の装着などにより声を出すことが難しい方の意思伝達を支援する目的の制度だそうです。

昔から有名な「伝の心（でんのしん）」「ファインチャット（旧名：レッツチャット）」「miyasuku（みやすく）」「eeyes（いーあいず）」「OriHime eye（おりひめあい）」などが有名です。

基本的に、五十音表が順に読み上げられていくのを見て（聞いて）、スイッチで選択をして伝えたい文字列を作成する方式です。スイッチの利用ができない人は、視線入力装置を利用する方法もあります。スイッチと視線入力を併用する方法もあります。

参考：厚生労働省・福祉用具

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaihashukushi/yogu/index.html

都道府県ごとに制度の運用がされていて、基本的には申請時に、本人が本当にそれが必要で使える状態にあるかを更生相談所の職員が訪問をして行います。

事前に業者から機材を借りて練習をし、面談を得て導入が決まる流れです。

導入相談は、取扱福祉用具店、ケアマネージャー、自治体窓口にします。各地の難病相談支援センターや患者会も情報提供やサポートを行っています。

意思伝達装置本体が約45万円（自己負担は所得等の条件により1割などある）、付属品や修理などに応じた金額設定がされています。

実際にはWindows機の上で動作するソフトウェアですが、制度上は意思伝達装置としての「専用機」であることが条件になっていますので、娯楽などの他の目的には使えない、OSのアップデートや機能を使うことができない、といった制限があることが、よく議論されています。

参考：重度障害者用意思伝達装置導入ガイドライン（日本リハビリテーション工学協会）

<http://www.resja.or.jp/com-gl/gl/index.html>

参考：藤沢市・補装具の案内

<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/shogaifu/kenko/fukushi/shogai/hosogu/hosogu.html>

意思伝達装置とともに、環境制御装置と呼ばれるテレビや照明などを意思伝達装置やスイッチ操作で使用する仕組みがあり、それも別途補助対象となっていますが、その部分はかなり以前に作られた制度のままのところが多く、最近のスマート家電等には制度が追いついていません。

また、スマホを日常生活で使っていた方たちは、難病になったからといってスマホのない生活や他の機能が使えない意思伝達装置を使うことに抵抗がある人も多いです。

制度と世の中の現状とがだいぶずれている感じはありますが、制度は急には変更できないので、各社現行制度の中で工夫した運用で対応しているようです。

③ 就学奨励費

特別支援学校に通学・通級する児童・生徒に対して、家庭の費用負担を軽減するための文部科学省の制度です。高等部の場合は、ICT機器の購入が可能です。

近年、ギガスクール構想で生徒ひとり1台のiPadやパソコンが配布されるようになったこともあり、ICT活用に使う家庭も多くあります。iPadのアプリや設置スタンド、入力用のスイッチなどを購入しています。

参考：文部科学省：特別支援教育就学奨励費

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/hattatu_00001.htm

地方自治体ごとに、支援を積みまして対応しているところもあります。

基本的には、学校のカリキュラムで使用することが前提なので、担任の先生と協議の上、授業の計画を策定して購入を行うという流れになります。学校側の理解と協力が必要です。

一般的に、年間5万円、高等部在学中3年間で15万円分が使用できます。

学校で給付されるiPadは、学校が厳しく管理していて、自宅に持ち帰れない、自由にアプリをインストールできないなど、使い勝手が悪いところもあるようですが、学校によっては個人のiPad用に購入したアプリを学校のiPadにインストールできるようにするなどの対応をしているところもあります。

実際の運用・活用は教員のスキルに依存していることが多いようです。

東京都・就学奨励事業のお知らせ

https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/consulting/window/special_needs_consultation/enrollment_support.html

参考情報リソース

東京都障害者IT地域支援センター

<https://www.tokyo-itcenter.com/>

全国各地の支援センターが参照しているのが、中央の東京のこのサイトのようです。